



今年の新成人の対象者は、計370人で、この日は268人の新成人が晴れ姿で会場に足を運びました。「令和3年成人を祝う会」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新成人を一堂に会しての式は行わず、フォトスポットの設置(8か所)・恩師などによるお祝いのことばの動画配信・インスタグラムを活用するなど内容を変更して開催しました。例年とは異なる開催となりましたが、久しぶりに再会する友人たちと楽しい時間を過ごすことができました。

成人になった自覚を持ち、周りから頼られるような大人になりたいと思います。



江口さん(松伏第二中)

これから先も楽しいと思える生き方で過ごしたいです!

当たり前への感謝を忘れず、一步步成長していきます。



金田さん(松伏第二中)

一度の人生後悔のないよう夢実現に向けて尽力して参ります。

大熊さん(松伏第一中)

やりたいことはやってみる精神でこれからも生きていきます。



吉永さん(松伏第一中)

成人という自覚を改めて持ちつつ、これからも精進し続けたいと思います。

鈴木さん(松伏中)

やりたいこととやるべきことをできる大人になります!



八子さん(松伏第一中)

※()内は出身中学

松伏町の農業の今

～次世代農業者の取り組み～

皆さんは、松伏産の農産物を食べたことがありますか？今回は、地域農業の活性化に力を入れている次世代農業者の皆さんをご紹介します。生産者のこだわりが詰まった松伏産の農産物をぜひ召し上がれ！



八木 大輔さん

農業法人「株式会社はちぼく」の代表取締役として、水稻を中心とした農業経営を行う松伏町認定農業者



石川 裕典さん

ねぎやブロッコリーなど露地野菜を中心に生産する松伏町認定農業者



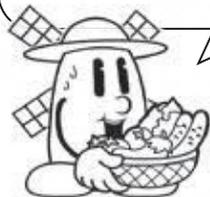
畑田 晃さん

水稻を中心に露地野菜との複合経営を行う松伏町認定農業者

自宅敷地内にある「米屋カフェはちぼく」では、自身が生産したお米を使用してランチメニューを提供するなど6次産業化にも力を入れているほか、「マチカラ」と名付けたイベントを開催するなど『農』に関連する様々な取り組みを行っています。



「米屋カフェはちぼく」など6次産業化にも力を入れて町の農業を盛り上げてくださっています！



ねぎは季節に応じて10種類ほどの品種を取り扱い、例年秋に開催される松伏町農業収穫祭の品評会では、2年連続で「埼玉県知事賞」を受賞するなど多くの賞を受賞しています。



令和2年1月には、埼玉県から、個人生産者として町内初となる「S-GAP実践農場」の評価を受けるなど、生産する農地からこだわる農業経営を行っています。

寒い冬の中で育った甘いねぎを召し上がれ！



肥料、農薬を使用しない「無肥料自然栽培」によって生産したこだわりの野菜を『ますだのやさい』としてインターネット販売をしたり、各種イベントに出店したりするなど多世代を意識した販売を行っています。



さらに、家族が経営するいちご農園の運営にも携わるなど多様な農業経営を行っています。

「無肥料自然栽培」の
こだわり野菜!!
『ますだのやさい』
インターネットでも販売中!

栄養価の高い
「旬」の野菜を
お届けします!



6次産業化商品等が 購入できるお店や いちご狩りができる 観光農園の紹介

地産地消 松伏産で元気いっぱい！

松伏ふれあい直売所 「マップーちゃん」

▲ゆめみ野東2-1-1 ☎993-0051

営業時間：9:00～16:30(4～9月)

9:30～16:30(10～3月)

営業日：月・火・木～土曜日

取扱品目：米・野菜・花・植木・特産品・加工品

町内農業者の方々が生産した農産物や加工品などを取り扱っています。

また、とうもろこし祭りや新米フェアなど年間を通して様々なイベントを実施しています！

現在は、新型コロナウイルス感染症対策として、14時までの短縮営業と各イベントを中止しています。



6次産業化とは・・・

生産者と距離が近づく キーワード！

6次産業化(6次化)とは、1次産業を担う農林漁業者が、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組む経営形態を指します。つまり1次×2次×3次=6!で6次化。生産者が熱い思いで行う6次化は、わたしたち消費者と生産者の距離が縮まるきっかけにも。

作り手の顔が見える6次化商品に、要注目です！

農林水産省ホームページより

米屋カフェはちぼく

▲田中1-10-40 ☎992-5408

営業日：火・水・木曜日 11:00～16:00

八木さんの奥様が経営する「米屋カフェはちぼく」では、八木さんが生産したお米を使用したおむすびなどのランチメニューを提供しています。おむすびはテイクアウト可能ですので、ぜひご利用ください。

(テイクアウトは予約制。前日20:00まで)



フェイスブック

インスタグラム

金杉糀屋

▲金杉2033-3 ☎991-2287

営業日：火～日曜日 10:00～17:00

令和2年3月にリニューアルオープン。

店主が生産したお米を発酵させて作り出す糀の製法は、300年以上も受け継がれており、その糀を使用し甘酒・塩糀やお味噌も製造販売しています。甘酒は砂糖不使用にもかかわらず糖度が35%以上あり、アルコールや添加物を一切使用していないため、小さいお子さんから運転される方も安心して飲んでいただけます。



インスタグラム

いちごスタジアム

▲大川戸1725 ☎080-3583-1633

(予約受付13:00～18:00)

営業日：12月～5月下旬頃

火～日曜日 9:30～15:00

紅ほっぺ、かおりの、おいCベリー、あまりん、かおりんなど8種程度の品種から、常時3～4種を提供し、お客様に食べ比べを楽しんでいただけるよう心がけています。農園内直売所では、贈答用の他に、品種を希望して購入可能です。予約制。



ホームページ

コロコロいちごファーム

▲築比地2134 ☎090-4424-9699

(予約受付9:00～15:00)

営業日：1月～5月下旬頃

10:00～15:00

定休日：月曜日(祝日の場合は翌日休み)

令和2年1月に新規オープン。広々とした空間づくりや、いちご狩りの時間を40分に設定するなど、ゆったりとくつろげる場所の提供を心がけています。いちご狩りでは、あまりん、紅ほっぺ、あきひめの3種類食べ放題コースも用意しています。また、農園内直売所ではパック販売に加え、厳選したいちごの「贈答用」も販売しています。



ホームページ
より
完全予約制

新型コロナウイルス感染症対策などにより、営業日・営業時間の変更や来場者数を制限している場合があります。訪問の際は、事前にお電話などで確認をお願いします。

確定申告はイオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」で！

<レイクタウン会場は2月4日から(2月3日までは越谷税務署)> 問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

期間	申告会場	入場整理券 配付時間
1月4日(月)～2月3日(水)	越谷税務署庁舎	8:30～
2月4日(木)～3月15日(月)	イオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」	9:00～※1階E入口(TSUTAYA付近)のみで配付
土・日曜日及び祝日を除く。ただし、2月21日と2月28日の日曜日は開場。		

(注)贈与税は2月1日(月)～

※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は、還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けています。

※マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

※レイクタウン会場開設期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っていません。

※新型コロナウイルス感染症対策により、受付方法等が変更になる場合があります。最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

入場整理券は「国税庁LINE公式アカウント」からも取得できます。LINEのホーム画面で「国税庁」又は「@kokuzei」と検索→「友だち追加」→トーク画面から「相談を申し込む」→税務署・日時を選択→申込完了→会場で提示



やってみよう！申告フローチャート

あなたは必要？町県民税の申告

※このフローチャートは町県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合もあります。

はい → いいえ …… →

スタート 令和3年1月1日現在、松伏町に居住していましたか？

令和2年中に収入がありましたか？
(この収入には遺族年金・障害年金・失業保険等の非課税所得・生活扶助は含まれません。)

松伏町への申告は不要です。
前年に収入のあった方は、令和3年1月1日現在居住していた市区町村にお問合せください。

税務署に確定申告書を提出しますか？

町内に住民登録のある親族が源泉徴収票や確定申告、町県民税申告であなたを控除対象配偶者又は扶養親族にしていますか？(健康保険の扶養とは別です。)

町県民税の申告は不要です。
ただし、次の場合は町県民税の申告が必要です。
①国民健康保険に加入している場合
②所得証明書が必要な場合
③児童手当などの手当を受給している場合
④保育料の算定などが必要な場合
⑤町外の方の扶養になっている場合

町県民税の申告は不要です。

令和2年中に給与所得(パートやアルバイトを含む)はありましたか？

町県民税の申告が必要です。

給与の他に営業等・農業・不動産・公的年金等・報酬などの所得がありましたか？
※給与以外の所得が公的年金のみの場合は「いいえ」へ

令和2年中の収入は公的年金だけですか？
(個人年金は公的年金には含みません。)

給与以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。

勤務先は松伏町に給与支払報告書(勤務先が2カ所以上ある方は全ての金額の合計分)を提出していますか？
※提出の有無については、勤務先に確認してください。

町県民税の申告が必要です。

町県民税の申告は不要です。ただし、次の場合などは町県民税の申告が必要です。
①年末調整をしていない場合 ②医療費・扶養・社会保険料・障害などの控除を追加する場合

町県民税の申告は2月16日から3月15日まで

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は、税務課・北部サービスセンターに用意してありますのでご利用ください。

町県民税の申告書が届いた方で令和2年中に所得がなかった方は、その状況を申告書右下の備考欄に記入し、提出してください。

町県民税申告が必要な方

令和3年1月1日現在、松伏町に住所があり(⑦を除く)、次のいずれかに該当する方。ただし、確定申告(所得税・復興特別所得税)をする方は、町県民税申告は必要ありません。

- ①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金等以外)、一時所得のあった方
- ②給与を2か所以上から受けている方
- ③令和2年中に退職し、年末調整をしていない方
- ④給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者等で所得税・復興特別所得税を源泉徴収されていない方
 - ・医療費控除を受ける方
- ⑤源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正等)
- ⑥給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑦松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のある方で、町内に住所のない方
- ⑧合計所得金額が1000万円超の方の同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下の、事業専従者ではない配偶者の方)
- ⑨遺族年金・障害年金・失業給付等の非課税収入のみの方
- ⑩所得がない方で、どなたの扶養にもなっていない方や町外に住所がある方に扶養されている方

申告に必要なもの

- ▶印かん
 - ▶給与所得者は、令和2年分の源泉徴収票又は支払証明書
 - ▶事業所得者(営業等・農業)・不動産所得者は、収支のわかる帳簿等(事前に収支内訳書の作成が必要です。)
 - ▶年金受給者は、令和2年分の源泉徴収票
 - ▶社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険等)、生命保険料、地震保険料等の支払証明書
 - ▶障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
 - ▶勤労学生控除を受ける方は、学生証等
 - ▶医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、健康保険からの医療費通知等
- ※医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。事前に作成してください。

申告受付日程

※混雑状況により受付終了時刻を早める場合があります。

【役場以外の会場】9:00～11:00・13:00～15:00

日程	受付対象	会場
2月16日(火)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
17日(水)	築比地・魚沼	北部サービスセンター
18日(木)	大川戸・金杉	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール

【役場会場】役場第二庁舎3階301会議室

9:00～11:00・13:30～15:30

※役場会場は2月19日(金)からです。

日程	受付地区等	
2月19日(金)	給与所得者	
22日(月)		
24日(水)	年金受給者	
25日(木)		上赤岩・下赤岩
26日(金)		松伏(1番地～2000番地)
3月1日(月)		松伏(2001番地～3000番地)
2日(火)		松伏(3001番地～)
3日(水)		築比地・魚沼
4日(木)		大川戸・金杉
5日(金)		松葉・田島・田島東
8日(月)		ゆめみ野1～5丁目
9日(火)		ゆめみ野6丁目、ゆめみ野東
10日(水)	田中	
11日(木)	事業所得者(営業等・農業)	
12日(金)	不動産所得者	
15日(月)	上記以外の方	
15日(月)	上記の日程で都合の悪い方	

※休日受付 3月7日(日)9:00～11:00
役場第二庁舎3階301会議室

～注意～

町内の申告会場では、町県民税の申告の他、簡易な確定申告(所得税・復興特別所得税)を受け付けますが、次の内容を含む確定申告等、消費税・贈与税の申告は受付できません。越谷税務署(2月3日まで)又はイオンレイクタウン会場(2月4日から)で申告してください。

- ▶本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶青色申告 ▶損失の申告▶源泉徴収票がない還付申告
- ▶譲渡所得の申告(不動産、株式等)
- ▶分離課税の申告(配当等) ▶雑損控除
- ▶住宅借入金等特別控除(1年目)
- ▶寄附金税額控除(ふるさと納税等)
- ▶海外居住親族の扶養控除
- ▶令和元(平成31)以前分の申告 ▶更正の請求
- ▶死亡した方の申告 ▶その他特殊な申告
- ▶事業所得(営業等・農業)・不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告

※混雑を避けるため、確定申告書はe-Tax、町県民税申告書は郵送での提出にご協力をお願いします。

確定申告について

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※控除の追加等により源泉徴収税額の還付を受ける場合は確定申告(還付申告)が必要です。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

医療費控除を受ける方

医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただける e-TAX・スマホ申告が便利

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば24時間いつでも申告書の作成ができ、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用してe-TAXで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でもe-TAXをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-TAXをご利用ください。

《確定申告などに関するお問合せ》 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-TAX・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-TAX・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(土・日曜日及び祝日を除く)



確定申告書の
作成はこちらから

1月号6ページ掲載の2月2日(火)役場開催の「税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会」は中止とさせていただく場合があります。最新の情報については、町ホームページ又は税務課町民税担当(☎991-1833)にお問い合わせください。

松伏第二小学校にマスコットキャラクターが仲間入り!!

問合せ 教育総務課 ☎991-1864 松伏第二小学校 ☎992-0365

松伏第二小学校では、開校40周年を記念して、児童からマスコットキャラクターデザインを募集しました。応募総数155作品の中から厳正な審査の結果、キャラクターが決定しました。



にちょうた
二小の校庭のイチヨウ
がついたツノとシッポ



にここおじさん
顔を「二小」の漢字
で表しています!



菊池翔さん(6年)が「にちょうた」を、浅野百花さん(3年)が「にここおじさん」を考案しました。

「不在通知」などの 偽SMSに注意！

—URLにアクセスやID・パスワードを入力しないで—

問合せ 松伏町消費生活センター
(環境経済課内) ☎991-1854

事例1

スマホに宅配荷物の不在通知がSMS(携帯電話番号で届くメール)で届いた。記載されたURLにアクセスしたら何かダウンロードするような画面になった。その後、私の携帯番号で海外・国内に同様の不在通知が多数送信され、通話料1万円を請求された。

事例2

不在通知のSMS記載のURLにアクセスしたら宅配業者と思われるHPになりIDやパスワード等を入力した。後日、携帯料金と一緒に身に覚えのない料金が引き落とされていた。

アドバイス

- ①SMSやメールで「不在通知」が届いても記載のURLに安易にアクセスしない。
- ②URLアクセス先にある提供不明のアプリをインストールしたり、IDやパスワードなどを入力したりしない。
- ③不正アプリをインストールしたらスマホを機内モードにし、アプリをアンインストールします。(自分で気づかずアプリがインストールされる場合もあるので確認が必要です)
- ④ID・パスワードの使いまわしをしない、携帯会社の対策サービスやセキュリティソフトを活用するなど日ごろからセキュリティ対策をしましょう。

不安に思ったとき、また被害を受けた場合は消費生活センター(局番なしの188又は☎991-1854)にご相談ください。

人権それは

友達の気持ちを考えて

ぼくは、友達に対して、気をつけていることがあります。それは、みんなと遊んでいるときに、「入れて。」と言ってきた人は、必ず入れてあげることと、言葉づかいに気をつけて、きずつけないようにしたり、そういう言葉できずつける人がいたら注意をすることです。

ぼくは、以前、仲間はずれにされたことがありました。三人のグループでしたが、ぼく一人が、理由もわからず仲間はずれにされて、しばらくは暗い気持ちで、学校へ行くのもいやになりました。

でも、そのうちに、一人が「ごめん。」とあやまってくれたので、ちょっと元気はもどったのですが、あやまっていない友達に、同じことをやりかえそうと考えました。でも、すぐに考え直して「自分がされていやなことは、ぜったいにしない。」と決めて、三人で仲直りしました。

自分のことだけでなく、友達にもいけないことを注意しようと思ったのは、ぼくは、お母さんや先生からよく注意されています。時々いやなこともあります。それは愛情があるからしかってくれるのだと思います。

ぼくは、友達やクラスみんなが大好きです。みんなに友情を持って、悪いところは注意し合えたら、素晴らしい仲間になれると思います。

これからも、ケンカをしたり、いやなことがあると思いますが、友達の気持ちを考えながら、注意ができてやさしい自分でいたいと思っています。

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815

町長コラム

固定概念を打ち払え！ ～真理は一つじゃない～



鈴木 勝

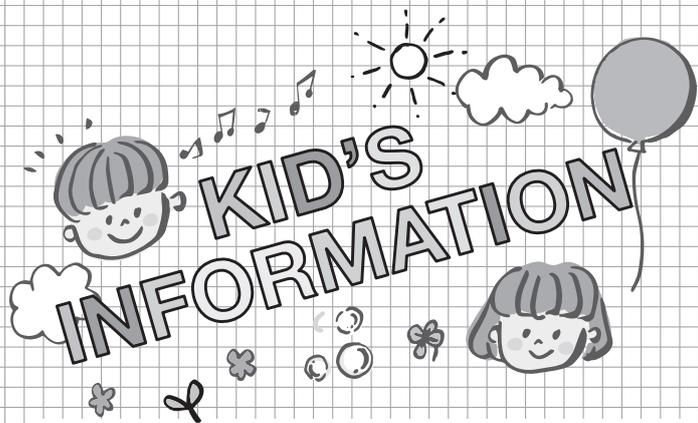
先日、友人数名とコンビニで買ったおにぎりを昼に食べた。友人の一人がおにぎりの開け方を知らなかった。当然のごとく、一緒にいた仲間うちで笑いの的となったが、その友人は我々の世代では珍しくインターネットを活用し、オークション等で買い物ができる。そのギャップがさらに笑いを加速させた。

プロ野球のある有名監督が、高校に入学して野球部に入った時、先輩からカップラーメンを作っておくよう指示された。しかし、作り方がわからなかったというエピソードがある。

時代遅れなのか、それとも何もかもやってもらえる家庭で育ったのか。もしもそのような家庭で育ったのであれば、裕福な家庭であると思われる。また、先ほどのおにぎりの件で別の見方をすると、いつも奥様の手料理を食しており、夫婦円満な家庭ではないか、とも推測することができる。

我々は、一人の1シーンで全てを評価してはならないと思う。別の角度からみれば、まったく違った評価をすることができるのだ。

一つの見方だけで人や物事を判断するのではなく、様々な角度からみる習慣を身に付け、豊かな発想を持ちたいものである。



松伏町地域子育て支援センター

松伏2428-1 ☎990-9010
 開所日/月～金曜日(祝日を除く)
 開館時間/10:00～15:00 予約制(未就園児)
 休所日/～2月7日(日)

助産師さんに聞いてみよう② 講師：染谷 修子
 2/25(木)10:30～11:30

☑未就園児の保護者 ☎5名 費無料

赤ちゃんからの歯のおはなし 講師：湊 真理子
 3/2(火)10:30～11:30

☑未就園児の保護者 ☎5名 費無料

こんな時どうする？災害時の心得

講師：保健センター保健師

3/10(水)10:30～11:30

☑未就園児の保護者 ☎5名 費無料

北部地域子育て支援センター

築比地674-2(農村トレーニングセンター)
 ☎080-5179-1866
 開所日/月・水・金曜日(祝日も開所)
 開館時間/10:00～15:00 予約制(未就園児)
 休所日/～2月7日(日)

子育て世代の家計管理

※2/17(水)開催は延期となりました。
 詳細はお問い合わせください。

体を使って遊ぼう 講師：加藤 啓子
 3/1(月)10:30～11:30

☑1歳以上の親子 ☎5組 費無料

※各子育て支援センターの講座の申込みは、
 開催日1か月前の9時より受け付けます。
 申込開始日が、開所日以外の場合、その翌日と
 なります。(申込み順)

※松伏町地域子育て支援センターの講座のみ
 メールでの申込みも受け付けています。

☑mtbs_kosodate2525@yahoo.co.jp

※会場は、各子育て支援センターです。
 講座受講の際、同室に託児あります。

児童館ちびっ子らんど

松葉1-6-3 ☎993-0202



休館日のお知らせ

1/5(火)～2/28(日)臨時休館(施設工事の為)
 ※工事の状況により変更する場合があります。
 3/1(月)休館、2(火)臨時休館

◆ちびらんダイヤル◆

児童館の先生とお話したい方、お気軽にお
 電話ください。どなたでもOKです！

☎048-993-0202

時間 10:00～17:00

期間 受付中。2/28(日)まで 土・日曜日及
 び祝日も受け付けています。※2/1(月)は除く

◆工作教室◆ カラフルランタン

～LEDライトで暖かなあかりをともしよう～

☎3/6(土)10:15～11:50

☑小学生以上 ☎8名(申込み順)

☎2/6(土)9:30～電話申込み可

★ ★ 親子サロン ★ ★

2/9(火)10:00～11:30 (入退室自由)

外前野記念会館「ハーモニー」2階集会室

お外の遊具でお友達と遊んだり、工作をした
 り、自由に楽しく過ごしています。スタッフによ
 る絵本の読み聞かせや手遊びの紹介もあります。
 気軽に遊びにきませんか？

☑・☎町内在住の親子(未就園児)13名【要予約】

費無料

☎松伏町地域子育て支援センター ☎990-9010

※地域子育て支援センターの開所・講座の日程は、
 新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、変
 更になる場合があります。なお、利用にあたっての
 事前予約は、2月1日(月)から受け付けます。



施設名	イベント名	日時	その他
たから幼稚園 申・問 ☎991-2828	園庭開放 大型遊具で遊びましょう	2/3(水)、5(金)、10(水)、12(金)、 17(水)、19(金)、24(水) いずれも15:00~16:00	☎親子でどなたでも
	令和3年度 きらら☆ルーム ※お子様のみで通う未就園児教室です。	随時 入会受付中	☎2歳児(平成30年4月 2日~平成31年4月1日 生まれのお子さん)
認定こども園 みどりの丘 こども園 申・問 ☎991-2277	園庭開放【要予約】	2/10(水)10:30~11:50	☎未就園児親子 定5組
	ひよこクラブ説明会【要予約】	2/16(火)14:00~14:30	☎平成29年4月2日~ 平成31年3月31日生ま れのお子さん 定5組
	雪だるまちゃんを作ろう!!【要予約】	2/24(水)10:30~11:50	☎未就園児親子 定5組
	令和3年度ひよこクラブ ※お子様のみで通う未就園児教室です。	随時 入会受付中	☎平成29年4月2日~ 平成31年3月31日生ま れのお子さん
認定こども園 こどものもり 申・問 ☎993-0580	枝と毛糸でお洒落な飾りを作りましょ う!!【要予約】	2/10(水)9:30~11:00	☎2歳以上親子 定10組
	園庭開放 園庭でお母様と楽しく遊びま しょう!!【要予約】	2/17(水)10:00~11:00	☎2歳以上親子 定10組
	「おひなさま」を作りましょう!!みんなで「ひ なまつり」の歌をうたいましょう【要予約】	2/22(月)9:30~11:00	☎2歳以上親子 定10組

令和元年度の児童手当現況届が未提出の方へ 「子育て世帯への臨時特別給付金」 の受給について

☎すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
☎991-1876

令和元年度の児童手当現況届が未提出の方は、「子育て世帯への臨時特別給付金」を受給できません。

受給するには、期限までに令和元年度の児童手当現況届を提出してください。期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

▶提出期限 令和3年3月1日(月)まで(必着)

▶受付時間 平日8:30~17:15

・支給対象者は、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の本則給付を受給している方です(児童1人当たり10,000円又は15,000円を受給している方が該当します。)

・対象児童は、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年となっている場合等も対象となります。

・給付額は、対象児童1人につき、10,000円です。

緊急サポートセンターWeb説明会

☎緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

緊急サポートセンターはお子さんの預かりや送迎等を行う地域の子育て支援です。Zoomを使って緊急サポートセンターの活動をご紹介します。「利用してみたいけど大丈夫?」「どんな方がサポートしてくれるの?」などの質問にお答えしたり、必要に応じて個別のご相談にも応じます。

▶開催日 2月26日(金)、3月3日(水)、5日(金)、8日(月)、11日(木)、19日(金)、20日(土・祝) ※1日のうち1~4回開催(日によって開催回数が異なります)

▶内容 説明15分・質疑応答、個別相談等15分
1回の開催時間は30分程度

▶定員 各回20名

▶申込期間 各開催日2日前まで

※開催時間の詳細及びご参加をご希望される方は緊急サポートセンター埼玉のホームページ(<http://byoujijoiku.blog.shinobi.jp/>)をご覧ください。

